

陳情第152号	受理年月日	平成28年6月17日
付託委員会	総務財政委員会	
陳情者	八幡西区本城三丁目22-19 大庭 孝広	
件名	市職員の身だしなみの問題について	
要旨	<p>市職員の身だしなみがひどく、役所を訪ねるたびに市民として耐えがたい思いを強いられている。例えば、①冬用作業服の上着のジッパーを閉めない、②作業服の上着やズボンのポケットに手を突っ込んでいる、③夏用作業服のワイシャツをズボンに入れずに出している、④冬用作業服の上着の襟を立てている、⑤庁舎内をサンダル履きでうろつく、などである。</p> <p>そのような社会人として恥ずかしい職員に、私が直接注意をすると逆ギレされることもしばしばであり、人事課に何度訴えても具体的な指導をしない。これは、幼稚で無能でまともにものを考えることができない職員からの突き上げなどを恐れるがゆえの対応であろうと想定される。</p> <p>職員の意識の低さからくる身だしなみの問題は、単に服装の乱れだけでなく、数々の不始末につながっている。</p> <p>市職員がそのような状況では、全国的に報じられている北九州市の成人式についても、「新成人としてふさわしい服装で参加してください。」などと指導をしても説得力のないものになってしまう。</p> <p>このようなことは、本来職員一人一人が自覚すべき問題であるが、それを期待することは無理なようだ。</p> <p>ついては、職員の身だしなみの問題について、各部署への周知徹底を行うとともに、職員規則で罰則を設けて運用してもらいたい。</p>	